

○国立大学法人筑波技術大学学部入学者選抜等に関する規程

平成 23 年 3 月 30 日
規 程 第 16 号
最終改正 令和 5 年 8 月 10 日規程第 45 号

国立大学法人筑波技術大学学部入学者選抜等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第13条第2項及び第14条の規定に基づき、学部の入学者選抜に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜の種類)

第2条 学則第14条に規定する学部の入学者選抜の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般選抜
- (2) 学校推薦型選抜
- (3) 総合型選抜
- (4) 社会人選抜
- (5) 第3年次編入学、第2年次編入学
- (6) その他必要に応じて行う特別入試

2 入学者選抜は、入学者受入方針、募集人員、出願手続、検定料、試験方法、試験期日、試験場、その他必要な事項を記載した年度ごとに定める入学者選抜実施要項及び学生募集要項に基づいて、これを行うものとする。

(出願に必要な書類等及び提出の時期と方法)

第3条 学則第13条第2項に規定する入学の出願に必要な書類等及び提出の時期、方法等については、年度ごとに定める入学者選抜実施要項に定めるものとする。

(出願の要件)

第4条 産業技術学部に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する聴覚に障害がある者で、両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

- (1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する聾学校を含む。）高等部を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 高等学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者
- (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者
- (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、

文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者

- (8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
 - (9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び合格見込みの者で入学年の3月31日までに18歳に達するもの
 - (10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学年の3月31日までに18歳に達するもの
- 2 保健科学部に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する視覚に障害がある者で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの若しくは将来点字等の特別の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとする。
- (1) 特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校を含む。）高等部を卒業した者及び卒業見込みの者
 - (2) 高等学校を卒業した者及び卒業見込みの者
 - (3) 中等教育学校を卒業した者及び卒業見込みの者
 - (4) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者
 - (5) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者
 - (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び修了見込みの者
 - (8) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者として文部科学大臣の指定した者
 - (9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び合格見込みの者で入学年の3月31日までに18歳に達するもの
 - (10) 学校教育法（昭和22年法律第28号）第90条第2項の規定により大学に入学した者

であって、当該者を本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学年の3月31日までに18歳に達するもの

(出願の受理)

第5条 第3条の出願書類等に不備がなく、国立大学法人筑波技術大学入学資格審査規程（平成23年規程第15号）に基づき、第4条の出願の要件に該当すると認められたものについては、出願を受理する。

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか学部の入学者選抜に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。